

乙川地区で快適に暮らしませんか？

市が施行している乙川中部土地区画整理事業地区内の土地(保留地)を随時販売しています。市が売主のため、**仲介手数料や建築条件がなく、金融機関から融資を受けることも可能**です。第三者へ譲渡することもできます。住宅建築などで土地をお探しの方は、ぜひご検討ください。なお、申込みされた方が契約者となりますので、ご注意ください。

保留地とは

※保留地販売案内書・保留地買受申込書などは市街地整備課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードもできます(サイト内検索で「保留地」と検索)。詳しい内容については、市街地整備課までお問い合わせください。

